

中山間地域等直接支払制度推進に係る中間支援組織等活用促進業務委託仕様書

1 目的

中山間地域等直接支払制度（以下、直払制度）においては、集落協定の高齢化や担い手不足等により、協定活動の継続や事務負担の軽減が課題となっており、これらの課題に対応するため、集落協定の広域化に向けた取組等を進める必要がある。

本業務は、県内における中間支援組織等の活動状況や支援可能な内容を整理し、市町村等への情報提供及び普及啓発を行うことにより、集落協定の活動継続に向けた事務効率化及び広域化の取組促進を目的とする。

【中間支援組織】

行政等と農村集落等の間に立ち、地域課題の解決に向けて専門的な立場から様々な分野をコーディネート・サポートする組織。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 委託内容

受託者は、県と十分協議の上、以下の業務を実施するものとする。

また、（１）から（４）までの各業務について、それぞれ専任の担当者を１名以上配置すること。なお、地域の実情を踏まえた業務の実施及び迅速な連絡調整の観点から、専任の担当者は宮崎県内に在住又は事業所を有する者が望ましい。

（１）中間支援組織等に関する情報の収集・分析及び情報発信支援

県が整備するホームページを活用し、中間支援組織等の情報を市町村や集落協定関係者が把握しやすい形で発信するため、以下の業務を行うこと。

- ① 既存の中間支援組織に加え、新たに支援主体となり得る団体の把握及び情報収集
- ② 中間支援組織等が対応可能な支援内容、対応地域、相談窓口、活動内容、活用事例、今後の連携可能性等の調査・分析
- ③ 県が提供する既存資料等及び前号により収集した情報を基に、ホームページ公開に向けた掲載情報及び掲載用原稿を整理・修正するとともに、掲載内容に係る関係者への確認及び必要な修正対応
- ④ ホームページ公開後の周知用パンフレットの作成（３００部）

なお、ホームページについては、市町村が中間支援組織等の活動内容や活用事例を把握し、集落協定への支援に活用できるものとなるよう、掲載内容や周知方法を工夫すること。

（２）市町村等への活用促進

市町村における中間支援組織等の理解及び活用を促進するとともに、集落協定が抱える課題や支援ニーズを把握するため、次の業務を実施すること。

- ① 市町村への中間支援組織等の役割、支援内容及び活用可能性に関するPR巡回及び意見交換
直払制度を実施する市町村を対象とした、各市町村につき１回以上の現地訪問による説明及び意見交換並びに必要に応じたオンライン等による相談対応を行うこと。
説明及び意見交換に当たっては、次に掲げる内容を取り扱うこと。
 - ・ 中間支援組織等の役割及び支援内容
 - ・ 中間支援組織等の活用事例及び活用方法
 - ・ ホームページ及び周知用パンフレットの活用方法
 - ・ 集落協定及び市町村の事務の効率化及び広域化に関する課題
 - ・ 中間支援組織等に対する支援ニーズ

・その他、制度推進に必要な事項

② 課題やニーズの把握・分析

市町村へのPR巡回及び意見交換を通じて把握した課題やニーズを分析し、中間支援組織等による支援の可能性及び今後必要となる対応を検討すること。

③ 個別相談への対応

業務期間中に市町村等から寄せられた中間支援組織等の活用に関する相談について、県と協議の上、必要な情報提供又は助言を行うこと。

業務の実施に当たっては、個別市町村への支援にとどまらず、県内全体への横展開及び直払制度の推進に資する内容となるよう留意すること。

(3) 広域化の推進に向けたサポート人材の育成・連携

事務的サポートを担う中間支援組織等の育成及び連携強化を図るとともに、今後の広域化推進に向けた方向性を提案すること。

① 協定の事務的サポートに取り組んでいる、又は今後取り組む意向を有する中間支援組織等への専門研修及び意見交換の実施

② 県内の直払制度の実施状況、各市町村が抱える課題やニーズ、中間支援組織等の活動状況等を踏まえた、今後の広域化推進ビジョンの提案

(4) スマート農業技術等の展示・相談会の実施

集落協定の活動継続や効率化に資する技術・機器等について、市町村、集落協定関係者、中間支援組織等が理解を深める機会を設けるため、スマート農業技術等の展示・相談会を2回程度実施すること。

① 展示・相談会の企画

② 出展候補となる企業、団体等との調整

③ 会場、日程、開催方法等の調整

④ 市町村、集落協定、中間支援組織等への参加案内

⑤ 当日の運営、受付、資料配布、来場者対応

⑥ 参加者アンケートの実施

⑦ 実施結果の分析

展示内容は、草刈り、水管理、鳥獣害対策、農地・農業用施設の維持管理、活動記録や写真管理等の事務の効率化など、集落協定の活動負担軽減に資するものを中心とすること。

なお、展示・相談会は、機器導入や特定企業との契約を直接の目的とするものではなく、集落協定の活動継続や効率化に資する技術・取組を普及啓発する機会として実施すること。

4 成果品

受託者は、業務完了時に以下の内容を整理した業務実施報告書を作成し、県に提出すること。

(1) 中間支援組織等に関する情報分析結果、活動内容及び活用事例の整理資料

(2) ホームページ掲載情報、掲載用原稿及び作成した周知用パンフレット

(3) 市町村等への情報提供及び活用促進の実施結果

(4) 市町村等から把握した課題やニーズ及び中間支援組織等による支援可能性の検討

(5) 専門研修及び意見交換の実施記録

(6) 今後の広域化推進ビジョンに関する提案資料

(7) スマート農業技術等の展示・相談会の実施結果及び参加者アンケート結果

(8) 業務全体の成果、課題及び今後の制度推進に向けた対応案

(9) その他、県が必要と認める資料

※ 成果品については、電子データ（PDFデータ及びワード、エクセル、パワーポイント等の編集可能なデータ）及び紙媒体で納品すること。

5 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

6 その他

- (1) 著作権を含む成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
- (3) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、定めるものとする。